１７細則第２１号
平成１７年４月１日

工事及び測量・建設コンサルタント等業務の契約に係る指名停止等に関する措置細則

（目的）

第１条　この細則は、契約競争参加者等資格審査規則（１３規則第１５号。以下「資格審査規則」という。）第４０条及び契約事務実施規則（１３規則第１３号）第４２条の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）における工事及び測量・建設コンサルタント等業務（調査、測量及び設計に関する業務をいう。以下同じ。）の契約に係る指名停止の措置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　指名停止　農研機構における工事及び測量・建設コンサルタント等業務契約に係る競争に参加する資格を有する者（以下「有資格者」という。）を一定期間当該契約に係る競争に参加させないこととすることをいう。

二　経理責任者等　契約事務実施規則第３条に規定する経理責任者等をいう。

三　措置要件　指名停止を行う事由をいい、別表第１の措置要件欄に掲げる措置要件をいう。

四　措置対象区域　別表第２の措置対象区域欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の措置対象区域の範囲欄に掲げる都道府県の範囲をいう。

五　指名停止期間　指名停止を行う期間をいい、別表第１の措置対象区域及び期間欄に掲げる期間の範囲内で決定される期間をいう。

六　競争参加者等資格審査権限者　資格審査規則第６条第３項の規定により同規則に定める権限の委任を受けた経理責任者及び同規則第３９条の規定によりその権限の再委任を受けた大規模出先事業所の長をいう。

七　短期期間　別表第１の措置対象区域及び期間欄に掲げる期間のうち、短い方の期間をいう。

八　長期期間　別表第１の措置対象区域及び期間欄に掲げる期間のうち、長い方の期間をいう。

九　代表役員等　有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。

十　一般役員等　有資格者である法人の役員又は支店若しくは営業所を代表する者で前号に掲げる者以外のものをいう。

十一　使用人　有資格者の使用人で前号に掲げる者以外のものをいう。

（措置要件の報告）

第３条　経理責任者等は、それぞれ事務を実施するに当たって、有資格者に関し、措置要件が生じたとき、又は措置要件に該当すると認める事実を知り得たときは、別に定める措置要件報告書によりその旨を理事長に報告するものとする。

（指名停止の措置等）

第４条　理事長は、前条の報告を受けた場合であって、当該報告に係る有資格者が措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、別表第１の措置対象区域及び期間欄に掲げる措置対象区域及び情状に応じた指名停止期間をもって、当該有資格者について農研機構として指名停止を行うものとする。自らが措置要件に該当すると認める事実を知り得た場合も同様とする。

２　理事長は、前項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても、併せて、元請負人の措置対象区域の範囲内の区域及び当該元請負人の指名停止期間の範囲内の期間で情状に応じた指名停止期間をもって、指名停止を行うものとする。

３　理事長は、第１項の規定により共同企業体について指名停止を行う場合においては、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）についても、併せて、当該共同企業体の措置対象区域の範囲内の区域及び当該共同企業体の指名停止期間の範囲内の期間で情状に応じた指名停止期間をもって、指名停止を行うものとする。

４　理事長は、第１項の規定により指名停止を行う場合においては、当該指名停止を行う有資格者を構成員に含む共同企業体についても、併せて、当該有資格者の措置対象区域の範囲内の区域及び当該有資格者の指名停止期間の範囲内の期間で情状に応じた指名停止期間をもって、指名停止を行うものとする。

５　理事長は、前各項の規定により指名停止を行った場合には、競争参加者等資格審査権限者にその旨を通知するものとする。

（指名停止の措置対象区域の特例等）

第５条　有資格者が別表第１の第６項又は第８項に掲げる措置要件に該当すると認めて指名停止を行う場合には、同表に掲げる措置対象区域にかかわらず、当該有資格者が講じた安全管理の措置の不適切な程度を勘案して、措置対象区域を一部に限定して指名停止を行うことができる。

２　別表第１の第６項又は第８項に掲げる措置要件に該当して指名停止を受けている有資格者について、当該指名停止期間中に当該安全管理の措置の不適切に関し情状を酌量すべき特別の事由が明らかとなったときは、当該指名停止の措置対象区域を変更することができる。

（指名停止期間の特例等）

第６条　有資格者が１の事案により２以上の措置要件に該当すると認めて指名停止を行う

場合においては、それぞれの措置要件に応じた短期期間のうち最も長いものを短期期間として、それぞれの措置要件に応じた長期期間のうち最も長いものを長期期間として取り扱うものとする。

2　有資格者が次の各号の一に該当すると認めて指名停止を行う場合においては、短期期間の２倍（当初の指名停止期間が１か月に満たないときは、１．５倍、別表第１の第１９項に掲げる措置要件に該当することとなったときは、２．５倍）の期間を、短期期間として取り扱うものとする。

一　指名停止期間中又は指名停止期間の満了後１年を経過するまでの間に、新たに措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

二　別表第１の第９項から第１１項又は第１２項から第１９項までに掲げる措置要件のいずれかに該当して指名停止を受け、当該指名停止期間の満了後３年を経過するまでの間に、新たにそれぞれ同表の第９項から第１１項又は第１２項から第１９項までに掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3　有資格者について、該当する措置要件に関し情状を酌量すべき特別の事由があると認めて指名停止を行う場合（次条第４号及び第５号に該当する場合を除く。）においては、短期期間（前２項の規定により短期期間として取り扱う期間を含む。以下この項において同じ。）の２分の１までの期間を限度として当該短期期間を短縮した期間を、指名停止期間とすることができる。

4　有資格者について、該当する措置要件に関し極めて悪質な事由があった、又は極めて重大な結果を生じさせたと認めて指名停止を行う場合においては、長期期間（第１項の規定により長期期間として取り扱う期間を含む。以下この項において同じ。）の２倍（当該長期期間の２倍が３６か月を超える場合あっては、３６か月）までの期間を限度として当該長期期間を延長した期間を、指名停止期間とすることができる。

5　指名停止期間中の有資格者について、その該当した措置要件に関し情状を酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、前２項に定める期間を限度として、その指名停止期間を変更することができる。この場合において、別表第１の第１９項に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合に得られる指名停止期間から当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）

第７条　有資格者が措置要件のいずれかに該当して指名停止を行う際に、当該有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる期間を、短期期間として取り扱うものとする。

一　農研機構が得た談合情報又は談合があると疑うに足りる事実に関し、有資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出している場合において、当該誓約にもかかわらず、当該事案によって当該有資格者が別表第１の第１２項、第１６項又は第１９項に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき　短期期間の２倍（同表の

第１９項に掲げる措置要件に該当することとなったときは、２．５倍）の期間

二　別表第１の第１２項から第１９項までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）　短期期間の２倍（同表の第１９項に掲げる措置要件に該当することとなったときは、２．５倍）の期間

三　別表第１の第１２項から第１５項まで又は第１９項に掲げる措置要件のいずれかに該当し、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があったとき（前２号に掲げる場合を除く。）　短期期間の２倍の期間（同表の第１９項に掲げる措置要件に該当することとなったときは、２．５倍）

四　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成１４年法律第１０１号）第３条第４項に基づく農研機構又は資格審査規則第３３条第１項に規定する機関（以下「農林水産省等」という。）による調査の結果、入札談合等関与行為（同法第２条第５項に規定する入札談合等関与行為をいう。）があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為を原因とする談合によって有資格者が別表第１の第１２項から第１５項まで又は第１９項に掲げる措置要件のいずれかに該当し、かつ、当該関与行為に関し、当該有資格者に悪質な事由があるとき（前３号に掲げる場合を除く。）　短期期間に１か月（同表の第１９項に掲げる措置要件に該当する有資格者にあっては、１．５か月）を加算した期間

五　農研機構、農林水産省等又は農林水産省等以外の公共機関（以下「他の公共機関」という。）の役職員（役員又は職員をいう。以下同じ。）が、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６の規定に違反したとして、競争入札妨害（同条第１項に規定する行為をいう。以下同じ。）又は談合（同条第２項に規定する行為をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該競争入札妨害又は談合によって有資格者が別表第１の第１６項から第１９項までに掲げる措置要件のいずれかに該当し、かつ、当該競争入札妨害又は談合に関し、当該有資格者に悪質な事由があるとき（第１号又は第２号に該当する場合を除く。）　短期期間に１か月（同表の第１９項に掲げる措置要件に該当する有資格者にあっては、１．５か月）を加算した期間

（指名停止の解除）

第８条　理事長は、指名停止期間中の有資格者が、当該指名停止の原因となった事案について責を負わないこと、又は責を負う必要がないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格者について、指名停止を解除するものとする。

２　理事長は、前項の規定により指名停止の解除を行った場合には、競争参加者等資格審査権限者にその旨を通知するものとする。

（有資格者への通知）

第９条　理事長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる書面により、当該事案に該当する有資格者に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

一　第４条第１項から第４項までの規定により指名停止を行った場合　別に定める指名停止通知書

二　第５条第２項の規定により指名停止の措置対象区域を変更した場合又は第６条第５項の規定により指名停止期間を変更した場合　別に定める指名停止変更通知書

三　前条第１項の規定により指名停止を解除した場合　別に定める指名停止解除通知書

（改善措置に関する報告の求め）

第１０条　理事長は、前条の規定により指名停止を行った旨の通知をする場合において、当該指名停止の原因となった事案が経理責任者等が発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ、当該指名停止を行った有資格者に対し、改善措置の報告を求めるものとする。

（指名の禁止等）

第１１条　経理責任者等は、指名競争（会計規程（１３規程第２６号）第３７条に規定する指名競争をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、指名停止期間中の有資格者を、指名競争に参加させる者として指名してはならない。

２　経理責任者等は、指名競争に参加させる者として現に指名している有資格者が指名停止を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。

（下請等の禁止）

第１２条　経理責任者等は、自らが締結し、又は締結した契約に関し、指名停止期間中の有資格者が、その全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（随意契約の相手方の制限）

第１３条　経理責任者等は、指名停止期間中の有資格者を、随意契約の相手方としてはならない。ただし、会計規程第３８条各号に掲げる場合であって、当該指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手としなければならないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

（指名停止に至らない事案に関する措置）

第１４条　理事長は、第３条の規定により報告を受けた事案又は自らが知り得た事案のうち、指名停止を行うまでに至らなかったものについて、必要があると認めるときは、当該事案に係る有資格者に対し、書面又は口頭をもって、警告又は注意の喚起を行うことができる。

（その他）

第１５条　この細則に定めるもののほか、工事及び測量・建設コンサルタント等業務の契約に係る指名停止の措置等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この細則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成18.4.1　細則第21-1号）

この細則は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、措置要件に該当する事由が、平成１８年３月３１日以前に生じたものの取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（平成21.4.1　細則第21-2号）

この細則は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、措置要件に該当する事由が、平成２１年３月３１日以前に生じたものの取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（平成22.1.1　細則第21-3号）

この細則は、平成２２年１月１日から施行する。

附　則（平成26.3.27　細則第21-4号）

この細則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成27.4.1　細則第21-5号）

この細則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（令和7.1.16　06細則第21-6号）

この細則は、令和７年２月１日から施行する。

附　則（令和7.5.28　07細則第21-7号）

この細則は、令和７年６月１日から施行する。

別表第１（第２条第３号、第５号、第７号及び第８号、第４条第１項関係）

指　名　停　止　措　置　基　準

区分	措置要件		措置対象区域及び期間
虚偽記載	１　経理責任者等が発注する工事等の契約に係る競争又は随意契約において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札又は見積書提出前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。		全区域を対象として 当該認定をした日から１か月以上６か月以内
過失による粗雑工事	２　経理責任者等との間で締結した請負契約に係る工事（以下「経理責任者等発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（そのかしが軽微であると認められるときを除く。）。		全区域を対象として 当該認定をした日から１か月以上６か月以内
	３　前項に掲げる工事以外の工事（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、そのかしが重大であると認められるとき。		全区域を対象として 当該認定をした日から１か月以上３か月以内
契約違反	４　経理責任者等との間で締結した契約に係る工事等（以下「経理責任者等発注工事等」という。）の施工又は実施に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（第２項に掲げるときを除く。）。		全区域を対象として 当該認定をした日から２週間以上４か月以内
公衆損害事故	５　経理責任者等発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。		全区域を対象として 当該認定をした日から１か月以上６か月以内
	６　一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、その事故が重大であると認められるとき。		全区域を対象として 当該認定をした日から１か月以上３か月以内
工事関係者事故	７　経理責任者等発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。		全区域を対象として 当該認定をした日から２週間以上４か月以内
	８　一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、その事故が重大であると認められるとき。		全区域を対象として 当該認定をした日から２週間以上２か月以内
贈賄	９　農研機構の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	代表役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から４か月以上12か月以内
		一般役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から３か月以上９か月以内
		使用人が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から２か月以上６か月以内
	10　農林水産省等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	代表役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から４か月以上12か月以内
		一般役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から２か月以上６か月以内

区分	措置要件		措置対象区域及び期間
		使用人が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から１か月以上３か月以内
	11　他の公共機関の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	代表役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から３か月以上９か月以内
		一般役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	当該区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から２か月以上６か月以内 当該区域以外の区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から１か月以上３か月以内
		使用人が逮捕され、又は公訴を提起された場合	当該区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から１か月以上３か月以内
独占禁止法違反行為	12　経理責任者等発注工事等に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（第１９項に掲げる場合を除く。）。		全区域を対象として 当該認定をした日から３か月以上12か月以内
	13　農林水産省等との間で締結した契約に係る工事等（以下「農林水産省等発注工事等」という。）に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（第１９項に掲げる場合を除く。）。		全区域を対象として 当該認定をした日から２か月以上９か月以内
	14　他の公共機関との間で締結した契約に係る工事等（以下「公共機関発注工事等」という。）に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、刑事告発を受けたとき（第１９項に掲げる場合を除く。）。		全区域を対象として 刑事告発を知った日から１か月以上９か月以内
	15　その行う業務に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（前３項及び第１９項に掲げる場合を除く。）。		全区域を対象として 当該認定をした日から２か月以上９か月以内
競売入札妨害又は談合	16　経理責任者等発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第１９項に掲げる場合を除く。）。	代表役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から４か月以上12か月以内
		一般役員等又は使用人が逮捕され、又は公訴を提起された場合	当該区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から３か月以上12か月以内 当該区域以外の区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から２か月以上12か月以内
	17　農林水産省等発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第１９項に掲げる場合を除く。）。	代表役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から４か月以上12か月以内
		一般役員等又は使用人が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から２か月以上12か月以内
	18　公共機関発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第１９項に掲げる場合を除く。）。	代表役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から３か月以上12か月以内
		一般役員等又は使用人が逮捕され、又は公訴を提起された場合	当該区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から２か月以上12か月以内 当該区域以外の区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から１か月以上12か月以内

区分	措置要件	措置対象区域及び期間
重大な独占禁止法違反行為等	19　経理責任者等、農林水産省等又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第２条第１項に規定する特殊法人等（農研機構を除く。）で農林水産省の所管に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次のア又はイに掲げる場合に該当することとなったとき（当該工事に政府調達に関する協定（平成７年１２月８日条約第２３号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。 ア　独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し刑事告発を受けたとき（有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。 イ　有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	全区域を対象として 刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から６か月以上36か月以内
建設業法違反行為	20　経理責任者等発注工事に関し、建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	全区域を対象として 当該認定をした日から２か月以上９か月以内
	21　農林水産省等との間で締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	全区域を対象として 当該認定をした日から１か月以上９か月以内
	22　請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前２項に掲げる場合を除く。）。	当該区域を対象として 当該認定をした日から１か月以上９か月以内
不正又は不誠実な行為	23　前各項に掲げる場合のほか、その行う業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	全区域を対象として 当該認定をした日から１か月以上９か月以内
	24　前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	全区域を対象として 当該認定をした日から１か月以上９か月以内

備考　１　この表において、「工事等」とは、工事又は測量・設計コンサルタント等業務をいう。
　　２　この表において、「全区域」とはすべての措置対象区域を、「当該区域」とは当該措置要件に係る事案が発生した都道府県を含む措置対象区域をいう。

別表第２（第２条第４号関係）

措 置 対 象 区 域 及 び そ の 範 囲

措置対象区域	措 置 対 象 区 域 の 範 囲
北海道区域	北 海 道
東北区域	青 森 県　岩 手 県　宮 城 県　秋 田 県　山 形 県 福 島 県
関東・甲信越区域	茨 城 県　栃 木 県　群 馬 県　埼 玉 県　千 葉 県 東 京 都　神奈川県 山 梨 県　長 野 県　新 潟 県
東海・北陸区域	岐 阜 県　愛 知 県　三 重 県　静 岡 県 富 山 県　石 川 県
近畿・中国・四国区域	滋 賀 県　京 都 府　大 阪 府　兵 庫 県　福 井 県 奈 良 県　和歌山県 鳥 取 県　島 根 県　岡 山 県　広 島 県　山 口 県 徳 島 県　香 川 県　愛 媛 県　高 知 県
九州・沖縄区域	福 岡 県　佐 賀 県　長 崎 県　熊 本 県　大 分 県 宮 崎 県　鹿児島県 沖 縄 県